陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 第 206 号
件名	市民の無料法律相談の取り扱いの改善を求めることについて
要旨	東区役所区民生活課に事前申し込みをし、10月23日に東区役所で弁護士による相談を受けました。電話申し込みの際に、相談内容を聞かれたので、市民病院の対応と答えました。相談を受けた弁護士の所属する弁護士事務所の弁護士が、市民病院の顧問弁護士をしており、相談内容が顧問弁護士、市民病院に漏えいしている可能性が極めて高く、相談したことがかえって相談者の不利益につながっています。 相談直後、担当係長に、事前に相談内容を求めに応じて伝えたのに、どうなっているのか。今後、私以外にも同様のことが起きるおそれがあるので、事前に対けでも伝えられないのおと問いました。係長がすぐに電話で広聴相談課に問い合わせた結果は、事前に連絡する過程で漏えいするおそれがあるかきないとの回答でした。区では当日の弁護士に受付票をそのまま渡しており、そこには相談書が県弁護士会に相談では必要のない相談者の指しており、そこには相談課が県弁護士会に対ながら、区では必要のない相談者の編えいにつながるとし伝えています。矛盾しています。相談者の個人情報を弁護士に伝えています。矛盾しています。相談者の個人情報の漏えいに配意するよう求めます。また、無料相談には事務取扱要領がなく、区に取り扱いを任せています。中央区では、受理票から丁目以下、電話番号を除いて、弁護士に示しています。本庁の区に対する指示監督がなされておらず、区で対応がばらばらなため、是正するよう求めます。
付 託	
年月日 委員会	平成 30 年 12 月 13 日 市民厚生常任委員会
受 理	平成 30 年 12 月 5 日 第 4 2 8 号

本庁は、県弁護士会との契約上、相談内容の漏えいはないとして いますが、契約がそうなっていても、実際はどうかと聞くと、答え ず、確認もしません。契約上とそれが守られているかは別です。

11月21日の区役所での説明で、契約でそうなっており、相談を受けた弁護士が所属弁護士事務所に帰っても相談内容を話していないとしていますが、県弁護士会の聞き取りで訴訟の依頼を受けたと話しているとしています。

本庁で調査したとしていますが、全くのでたらめで、相談者は訴訟をすると決めていないし、当弁護士は、医学的知識がないと言っているのに依頼するはずがありません。再度の回答を求めて、12月4日に回答するとの連絡があったので区へ行くと、契約上、そうなっている。事実関係は調査しないとのことでした。2週間経過した答えが全く同じであり、その間、何もしないのであれば、区へ行く必要はありません。この制度の根幹が崩れているので、制度自体の見直しを求めます。

また、カルテに虚偽の内容を記載したら法違反になるのかと相談したところ、基本的事項を除き、市民病院に寄り添った回答をしました。市と市民病院に弁護士へ相談したことが筒抜けになっており、11月19日に市民病院に情報公開請求で赴いた際に、市民病院事務局管理課課長補佐が、これから何をするつもりなんだ等の言動があり、相談したことがわかっていました。

当弁護士が相談の冒頭に、私の事務所の上司、先輩が病院の顧問 弁護士をしていると言っており、当然、相談内容が伝えられていま す。契約上、相談者の内容は話さないとなっているから、話してい ないとしていますが、上司に話すことは当然で、同じ事務所の上司 に話さないのは、むしろその事務所に所属している以上、話さなけ れば事務所として成り立ちません。ましてや自分の上司です。相談 したために不利益を受けないよう、相談者への配慮を求めます。

また,市発行の無料相談の「ご利用上の注意事項」に「秘密は厳守されます」と記載されていますが,もう一度,この制度の趣旨に沿った改善を求め陳情いたします。